

令和2年 第2回別海町教育委員会議 会議録

- 1 開催日時 令和2年3月2日(月)
16時35分から17時50分まで
- 2 開催場所 別海町役場 4階第2委員会室
- 3 出席者 (4名)

教育長	登 藤 和 哉
教育委員	大 塚 保 男
教育委員	木 村 江 里
教育委員	粥 川 一 芳
- 4 出席職員 (14名)

教育部長	山 田 一 志
教育委員会部次長	石 川 誠
指導主幹	住 吉 幹 城
指導参事	根 本 渉
学務課長	入 倉 伸 顕
学務課主幹	池 田 卓 也
学務課主査	佐 藤 亮
学務課主任	天 神 幸 子
生涯学習課主査	立 澤 雅 彦
生涯学習課主査	上 杉 大 洋
中央公民館長	内 山 宏
西公民館副館長	木戸口 誠
東公民館長	福 原 義 人
図書館長	新 堀 光 行
- 5 議事日程

議案第1号	別海町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号	別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	別海町郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	別海町総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の

制定について

議案第5号 別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 別海町公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 別海町公民館管理運営規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第8号 令和元年度教育費予算の補正について

議案第9号 令和2年度教育費予算について

教育長
(登藤和哉君)

－【開 会】－

お疲れ様でございます。ただいまから令和2年第2回の別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は4名ですので、会議規則の定足数に達しておりますので、会議が成立することを宣言いたします。

開会に当たりまして、一言私のほうからご挨拶をさせていただきます。

本日はお忙しい中、このようにお集まりいただきありがとうございます。また、開催時間の変更というアクシデントにもかかわらず、ご参加いただきましてありがとうございます。

さて、今年でございますが、例年になく小雪暖冬ということで臨時休校も少なく安定した学校運営と思っていた矢先、新型コロナウイルスの関係、感染による大きな影響が出てきたところでございます。

誰もが、このような事態になるとは予想していなく、また、経験値もないことから驚き、混乱しているところでもあります。

この影響により、新型コロナウイルス感染拡大予防と子供たちの安全を第一と考え、学校においては1年間で1番忙しく、慌ただしい時期ではありますが、北海道教育局の要請を受けて一定期間の臨時休校を行ったところであります。また、今後予定されております卒園式や卒業式に大きな影響が出ることは必至ですが、子供たちの安全のため徹底した安全対策を講じていきたいと思っておりますので、どうぞご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございます。

それでは、本日の日程に入らせていただきます。

はじめに、お手元にお配りしております資料に基づきまして、日程第2前回会議録の承認についてでございます。

－【前回会議録の承認】－

教育長 (登藤和哉君)	令和２年第１回の会議録について、事前に各委員の皆様に事務局から送付していると思いますので、訂正御意見等がありましたら発言のほうをお願いしたいと思います。 (「なし」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	なければ、承認することとしてよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	それでは、第１回の会議録について承認することといたします。
教育長 (登藤和哉君)	－【報 告】－
教育部長 (山田一志君)	続きまして、日程第３報告に入ります。 ２月１７日に開催いたしました、第１回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について事務局から報告願います。 それでは私のほうから、２月１７日に開催されました第１回教育委員会議以降、本日までの主な行事や実施事業等について、配付しました資料によりご報告いたします。 ２月１８日、臨時校長会が行われております。 そして２日後２０日、定例教頭会議が行われております。 それから２月２１日ですけれども、令和２年第１回の別海町議会全員協議会が行われております。 ２７日、新型コロナウイルスの影響に伴う臨時休校及び卒業式の対応等を協議する臨時の校長会議が行われております。 翌２８日ですけれども、同じく新型コロナウイルスに伴う臨時休園及び卒園式の対応等を協議する臨時園長会議が行われております。 月が替わりまして、３月２日、今日ですけれども、第２回の教育委員会議が行われているというところです。 以上で報告を終わります。
教育長 (登藤和哉君)	次に、日程第４の議事に入りたいと思います。 議案第１号別海町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局から説明願います。
学務課長 (入倉伸顕君)	それでは、別海町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。 議案書１ページをお開きください。 本件につきましては、別海町学校給食センターの建て替えに伴い、設置の位置を変更することから、本条例の一部を改正するものです。 別海町学校給食センターにつきましては、昭和４４年に建設の後、５０年が経過し、老朽化が著しい状況であったことから、建て替えを行うことを決定しました。 このことから、平成２９年度に基本設計及び実施設計、平成３０年

教育長
(登藤和哉君)

教育長
(登藤和哉君)

教育長
(登藤和哉君)

部次長
(石川 誠君)

度から31年度に建築工事、厨房機器設置工事及び外構工事を実施し、令和2年4月から、新しい学校給食センターでの運用を開始する運びとなりました。

現在、4月からの運用開始に向け、準備を進めているところです。

それでは、改正の内容については、議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

表の右側が改正前、左側が改正後です。表の右側、改正前、第3条名称及び位置、第2号、位置、別海町別海新栄町2番地を、表の左側、改正後、別海町別海118番地9に改めるものです。附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

新しい学校給食センターにおいても、安全安心で安定した給食の提供、そして、子ども達が楽しみにしている給食の提供を継続してまいります。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

それでは、議案第1号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様のお質問御意見等がありましたらお受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

なければ採決をさせていただきます。

議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号、別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、別海町郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、別海町総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての4件については、関連がありますので一括議題とさせていただきます。事務局説明願います。

議案第2号から第5号までについては、使用料改正に伴う条例改正が主になりますので、私の方から一括して説明したいと思います。

本案は、令和元年10月からの消費税10%への引き上げに伴い、庁舎内関係職員による検討会議において、使用料及び手数料の見直しについて検討を続け、パブリックコメントも実施してまいりました。

料金の改定に当たっては、これまでの算定根拠や現状等を洗い出し、

検証するとともに、施設職員の人件費及び施設修繕費等の物件費を用いて、原価計算を行い、あるべき受益者負担と行政負担を明確にして算定しました。

また、利用者負担の公平性と利用しやすい時間区分とするため、従前の、午前、午後、夜間区分を、1時間当たりの料金体系に一部変更すると共に、貸室、備品の使用料、冬期間の暖房料は、町民をはじめとする利用者の公平性や利用の実態等を鑑みながら、改定したいというものです。

減免規定においても、町民ファースト、利用者ファーストの視点で、一部をわかりやすく、現況に合わせ、引用条項や文言の修正等の改正を行いたいとするもので、条例の一部改正は、来たる3月5日からの令和2年第1回町議会定例会に整理条例の1つとして提案する予定となっていることを申し添えます。

それでは、議案の説明に入りますが、使用料改正の前に条例の文言の改正について説明します。

議案書2ページになります、別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別添の議案第1から7号関係資料の同じく2ページの条例新旧対照表をご覧ください。

右側が改正前、左側が改正後となっています。

第2条第2項第2号の所在地についてです。

本案は、これまでの住民基本台帳法により明記していましたが、戸籍法により施設位置を明記することが妥当であることから、西公民館住所の99番地の3となっている「の」を削り、99番地9とするものです。なお、所在位置には変更はございません。

次に、その下第18条です。

本案は、事案が生じた場合の報告等の先が不明であったことから、住民サービス向上のため、また、利用者にわかりやすいよう施設管理者である教育委員会を追記したものであります。

それでは、資料3ページの使用料改正の説明に入ります。

第13条の別表第1になります。

本案は、表中の1号で中央公民館、同2号で西公民館、同3号で東公民館となっていますが、それぞれの公民館で貸室の仕様等に相違があることから、それぞれの記載となっておりますが、大きくは、冒頭説明させていただきました改正根拠に基づいての内容となっています。

7ページをお開きください。7ページ4号、機器と備品使用量の表中では、備品状況等を確認し、すでに廃棄しているものについては表

中から削除し、現行料金から原価単価を算定し、消費税１０％を乗じた金額となっています。

続いて、８ページの表中下段の付記であります。改正前は営利目的の場合５倍以内となっていたものを１０倍以内とし、町民以外が利用する場合には定めがありませんでしたが、２倍以内と定め、町民の優遇を図るものであります。

また、暖房料加算については、１０月１日から翌年４月３０日としていたものを、１１月１日から加算として、これまで同様に、加算期間外であっても、使用した場合には暖房料を徴収するとしています。

なお、附則として、この条例は、令和２年４月１日から施行するとするものです。

続いて、第３号の別海町郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。議案書は６ページとなります。

本議案は令和２年度郷土資料館の観覧料見直しに伴う改正でございます。

お手元別添資料の１０ページ、新旧対照表をお開きください。

右の表は改正前、左が改正後となります。

別表の個人３００円を３５０円に、団体１人につき２４０円を４０円アップの２８０円に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、令和２年４月１日から施行するとするものです。

続きまして、議案書８ページ、第４号、別海町総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

別添資料、１１ページから１９ページの新旧対照表をご覧ください。

１１ページの町民体育館においては、改正後においては、アリーナ、柔剣道場に研修室を加え、従来通りの時間帯、午前中であれば９時から１２時、午後の時間は１２時から１７時、夜間は１７時から２２時の３つで分割し、一般の１回使用料を１００円から５０円アップの１５０円に引き上げ、シーズン券についても４，２００円から６，０００円に改めるものです。

なお、１２ページのトレーニング室、会議室については、利用者の利用実態に合わせた１時間単位での使用料の設定とし、新たに設置したシャワー室については、１回の使用料を１００円としたものです。

また、１３ページに記載の通り、改正後の下段７、８、９の文言を加え、特に９のシーズン券の購入においては、２か所以上のシーズン券を同時購入する場合には、その合計金額から１０％の額を割り引くサービスを新たに実施することとしています。例えば、町民体育館と

教育長
(登藤和哉君)

教育委員
(大塚保男君)

部次長
(石川 誠君)

教育委員
(大塚保男君)

温水プールの両方シーズン券を使いたいという人は、同時購入の場合
は10%を引く、3施設、4施設もあり得るかと思いますが、その場
合も同じく合計金額から10%割り引くというサービスを考えていま
す。各々の区分や使用料の変更については、資料の通りとなっていま
すので説明は割愛させていただきます。

続きまして、議案書13ページ、第5号、別海町社会体育施設設置
条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

別添資料では、20ページから24ページになります。

因みに社会体育施設は、別海市街以外に点在するスポーツ施設とな
りますが、各々の使用料改定内容については、説明を省かせていた
だきますが、前段で説明いたしました、別海市街に設置されております
財団の指定管理であるスポーツセンター施設の料金と整合した料金設
定となっております。

また、中央、西部、東部地区に設置されております、同種の施設と
いった施設においての利用券は、シーズン券も含めまして、今まで通
り共通券としていることを申し添えます。

なお、附則として、本条例におきましても、令和2年4月1日から
施行するものです。

以上、雑駁ではありますが、議案第2号から第5号までの一括説明を
終わります。以上です。

只今、議案第2号から第5号までの4件について、内容説明が終わ
りましたので、委員の皆様御質問御意見等ありましたらお受けしたい
と思います。

議案第2号の別表第1の中央公民館使用料については、これまで午
前、午後、夜間の時間帯に分けて金額を設定していますが、これから
は時間帯にかかわらず一律に1時間あたりの額で統一するということ
でよろしいでしょうか。

おっしゃる通り、今までは午前、午後、夜間という3分割で考えて
いたものが、その事実に応じて、例えば午前中であっても1時間で終
わる会議とかについては1時間の料金となっておりますので、逆に利
用者にとっては実時間になり、使用料は若干上がっているかもしれま
せんが、トータルとしてはマイナスになっているという状況になって
おります。

改正前の使用料は、17時から22時の時間帯が他の時間帯より高
い金額になっていましたが、1時間あたりの額に改正されたことによ
り、例えば、使用料300円の研修室を、どの時間帯に2時間使用し
ても使用料は600円になるということで、より使いやすくなったと

部次長
(石川 誠君)

教育長
(登藤和哉君)

教育長
(登藤和哉君)

教育長
(登藤和哉君)

東公民館長
(福原義人君)

ということですね。

そのとおりです。

そのほかご意見ご質問等ありませんか。

(「なし」の声あり)

よろしければ採決させていただきます。

議案第2号から第5号について原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議案第2号から第5号について原案のとおり決定することといたします。

続いて、議案第6号、別海町公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第7号、別海町公民館管理運営規程の一部を改正する訓令の制定についての2件については関連がありますので、一括議題とさせていただきます。事務局説明願います。

それでは、議案第6号、別海町公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、並びに議案第7号、別海町公民館管理運営規程の一部を改正する訓令の制定について、関連がございますので一括で私のほうから説明させていただきます。

はじめに、本案につきましては、先に教育次長のほうから説明があり、先ほどご承認いただきました条例の一部改正に踏まえまして、内容を明確にし、町民ファースト、利用者ファーストの視点から現況を勘案しながら、利用者や町民によりわかりやすく引用条項や文言の修正等の改正を行いたいとするものでございます。

議案書は17ページから19ページとなりますが、議案本文の朗読は省略をさせていただき、議案資料によって説明をさせていただきますので、議案資料の25ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、別海町公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表です。右が改正前、左が改正後となっております。

はじめに、第2条第2項、公民館の事業です。

本案につきましては、正式名称とするため、別海中央公民館を別海町中央公民館とするものでございます。

次に、第3条、公民館の所管区域で、別海町西公民館部分であります。これまでは、別海町支所設置条例に定める区域等となっておりましたが、町民にわかりやすくするため、更には戸籍法上の地域名を

明記し、町民に利用しやすく、明確にしたいとするものでございます。

続いて、同じ第3条の議案資料の26ページでございますけれども、東公民館区域です。

これにつきましては、戸籍法上の地域名を導入することにより、逆にわかりにくいという判断から、これまで通りの区域として行いたいとし、条例の施行年を追記するものでございます。

次に、第11条、第12条につきましては、申請書を使用申込書とし、統一を図り、それぞれ文言を修正したいとするものです。

資料の次ページをお開きいただきたいと思います。

28ページまでにまたありますが、第13条、使用料の減免です。これまで、8号ありました規程を、文言の整理、修正を図りながら、町民や利用者が理解しやすいものとなるように改正したいもので、これまでとは大きく変更点はございません。

はじめに、第13条第1号でございます。関連がある改正前の第1号と第6号を統合し、社会教育関係団体が使用する場合は50%の減免、更に子ども会やスポーツ少年団などが使用する場合には免除とするものです。

第2号では、関連があります改正前の第2号と第3号を統合し、これまで町や町の機関が主催や共催の場合には免除としていたものに、後援等を追加し、減免許可の範囲を広げ、より利用しやすいものとしたいものです。

続いて、第3号では、号の整理統合に合わせて、改正前第4号を第3号としたいもので、文言等の修正はありません。

第4号では、改正前第5号であったものを第4号に繰り上げ、これまで校種別であったものを学校教育法で定める施設として、保育園や認定こども園も免除で使えるように文言を修正したいものです。このことによって、全部の学校教育機関及び幼稚園や保育園の使用が免除となります。

第5号、第6号につきましては、前号等の統合整理により、第7号を第5号に、第8号を第6号に引き上げるというもので、文言等の修正はありません。なお、附則といたしまして、この規則は令和2年4月1日から施行したい、とするものです。

続いて、議案資料の29ページをお開き願います。

別海町公民館管理運営規程の一部を改正する訓令の新旧対照表です。同様に、右側が改正前、左側が改正後となります。

本案につきましては、先に述べました条例や規則の一部改正を踏まえましての改正となります。

教育長
(登藤和哉君)

第3条第3項を、現状、申込み実態がないこと、また、規則において老人についても免除として定められていることから、本項を削除し、現状に合わせたいとするものです。なお、附則として令和2年4月1日から施行する、というものです。

本件につきましては、3月後半に利用者等説明会を順次開催する予定でございましたけれども、この度の新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、利用者には説明文書並びに管内周知、ホームページ等をもって対応させていただくことを申し添えておきます。

以上で、議案第6号及び議案7号の内容説明を終わります。

只今、議案第6号、第7号の内容説明が終わりましたので、御意見あるいは御質問等がありましたらお受けしたいと思います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

なければ採決をさせていただきます。

議案第6号、第7号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第6号及び第7号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第8号、令和元年度教育費予算の補正について、説明をお願いいたします。

教育部長
(山田一志君)

それでは、議案書20ページになります。議案第8号令和元年度教育費予算の補正について、私からご説明をいたします。

3月補正につきましては、ほとんどが事業の確定、執行残及び事業精査等に伴う減額補正となっていますので、それ以外の理由による主なものについてご説明申し上げます。

議案第8号の別冊資料で行いたいと思います。別冊資料の1ページをお開きください。

まず、歳入です。

15款、国庫支出金、2項、6目、教育費国庫補助金、2節です、小学校費補助金と3節の中学校費補助金で、公立学校情報通信ネットワーク整備費補助金42,200千円と37,700千円の増は、いわゆるGIGAスクール構想実現に向けた通信ネットワーク整備事業実施に伴う補助金の増で、この全額を翌年度に予算を繰り越します。

6目、教育費国庫補助金、6節の保健体育費補助金の学校施設環境改善交付金、14,084千円の増は、国の予算前倒しによるもので、現在の給食センターの解体工事に伴う交付金の増で、こちらについて

も全額翌年度に予算を繰り越します。

2 ページに移ります。

3 段目、16 款、道支出金、2 項、8 目、1 節ですね、社会教育費補助金の地域づくり総合交付金、1,000 千円の増は、青少年海外派遣事業の補助採択によるものです。

下から6段目、22 款、町債、1 項、6 目の教育債の小学校債で、33,800 千円、中学校債で、36,800 千円、そして保健体育債で、17,900 千円、それぞれ増額となっておりますのは、先ほど説明した通信ネットワーク整備及び給食センター解体工事に伴う起債の増であります。

教育委員会歳入全体で174,118 千円の増額補正となっております。

次に歳出です。3 ページをお開きください。

1 段目、2 款、総務費、1 項、16 目、負担金補助及び交付金4,048 千円の増は、別海高等学校通学費助成金で、利用生徒の増加に伴う執行見込みの増によるものです。

少し飛びまして5 ページをお開きください。

5 段目、2 款、教育費、2 項、4 目、小学校校内通信ネットワーク事業で、工事監理委託料1,500 千円、調査・設計委託料4,750 千円、整備工事費78,250 千円をそれぞれ増額し、6 頁に移り、1 段目、同じく、中学校校内通信ネットワーク事業で、工事監理委託料1,500 千円、調査設計委託料4,750 千円、そして整備工事費69,250 千円をそれぞれ増額し、全額翌年度に予算を繰り越します。

少し飛びまして10 ページをお開きください。

下から7 段目、6 項、2 目、学校給食センター改築事業で、解体撤去工事費32,000 千円を増額し、そちらも全額翌年度に予算を繰り越します。

その他については、備考欄に記載がある通り、全て事務事業の執行見込及び確定による執行残、また、精査等による減額で、別海高校支援策の総務費、すくすく学級の民生費を含む教育委員会歳出全体で156,073 千円の増額補正となり、補正後の教育費全体の額は2,613,724 千円というふうになっております。

説明については以上ですが、この後の質問の回答は、各所管から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

只今、議案第8 号の内容説明が終わりましたので、御意見御質問等

教育長

(登藤和哉君)	がありましたらお受けしたいと思います。 (「なし」の声あり)
教育長	なければ採決をさせていただきます。
(登藤和哉君)	議案第 8 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
教育長	異議がないようですので、議案第 8 号について原案のとおり決定することといたします。
(登藤和哉君)	続きまして、議案第 9 号令和 2 年度教育費予算について、説明をお願いいたします。
教育部長	それでは引き続き私のほうから説明をさせていただきます。
(山田一志君)	議案第 9 号令和 2 年度教育費予算についてです。議案書は 21 ページになります。別冊資料でご説明を申し上げます。別冊資料令和 2 年度教育費予算の 1 ページをお開きください。 まず、歳入です。 予算科目は款の欄及び項の欄で、金額は見積額の欄で説明を申し上げます。 13 款、分担金及び負担金 90,037 千円は、学校給食費の負担金です。 14 款、使用料及び手数料 3,690 千円は、認定こども園保育料及び各公民館の使用料等となっております。 15 款、国庫支出金 935,247 千円は、主に、スクールバスの購入事業、西春別中学校整備事業、生涯学習センター整備事業、ヤチカンバ群落地保護事業に伴う補助金です。 16 款、道支出金 2,538 千円は、2 項の道補助金 1,640 千円が、指定文化財保存整備事業、そして海外研修派遣費補助事業、これに伴う補助金で、3 項、道委託金 898 千円はスクールソーシャルワーカー及び幼少教育接続円滑化モデル事業の委託金です。 17 款、財産収入 7,814 千円は、教員住宅使用料が主なものです。 21 款、諸収入 14,540 千円は、3 項、貸付金元利収入 9,161 千円が、奨学金の償還金で、5 項、雑入 5,379 千円が、牛乳給食費助成金及びスポーツ振興くじ助成金、これが主なものとなります。 22 款、町債 17,000 千円は、スクールバス購入事業に伴う町債となっております。 以上、歳入合計で、1,070,866 千円となっております。

次に歳出です。3ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、16目、諸費39,905千円。こちらについては、別海高等学校教育支援事業に係る予算です。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費664千円。こちらについては、公民館で実施している乳幼児母親家庭学級すくすく事業に係る予算で、対前年度比で4,136千円の減額となっております。これにつきましては、今年度まで生涯学習アドバイザーの賃金を、物件費として事業予算に計上していましたが、来年度から、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、役場内の人件費として一括して計上されることになり、予算計上方法が変更されたことによる減額が主な理由です。

10款、教育費、1項、教育総務費、1目、教育委員会費4,313千円。

2目、事務局費7,810千円。こちらは、対前年度比で4,019千円の減額となっておりますが、会計年度任用職員制度の導入による、指導室指導主幹賃金の予算計上方法が変更されたことによる減額が主な理由です。

3目、教育指導費13,303千円。こちらは、前年比23,206千円の減額となっておりますが、外国青年招致事業、それから生きる力アッププロジェクト事業、いじめ不登校問題対策事業の減が主な理由で、いずれも会計年度任用職員制度の導入による、支援員等賃金の予算計上方法が変更されたことによる減額が主な理由です。

4目、奨学金9,720千円。こちらは、前年比960千円減額となっておりますが、奨学金利用人数の減が主な理由です。

次に、2項、小学校費、1目、学校管理費93,900千円。こちらは、前年比46,871千円減額となっております。こちら、会計年度任用職員制度の導入による、支援員等賃金の予算計上方法が変更されたことによる減額が主な理由です。

2目、教育振興費21,651千円。

3目、通学対策費123,939千円。こちらは、16,670千円の増となっておりますが、スクールバス購入事業と、スクールバス運行経費、業務委託料の増が主な理由です。

次に、4目、学校建設費予算計上ありません。こちらは、97,450千円皆減となっておりますが、小学校校舎等改修事業、野付小学校屋体等改修工事の完了によるもので大幅な減額となっており、予算計上がありませんので廃目となります。

続いて、3項、中学校費、1目、学校管理費95,078千円。こ

ちらは、34,823千円減となっておりますが、小学校費と同様に会計年度任用職員制度の導入による、支援員等賃金の予算計上方法が変更されたことによる減額が主な理由です。

2目、教育振興費27,359千円。こちらは、6,838千円増になっておりますが、中学校教師用指導書等購入事業の増が主な理由です。

3目、通学対策費49,788千円。こちらは、4,136千円増になっておりますが、スクールバス運行経費の業務委託料の増が主な理由です。

続いて、4項、幼稚園費、1目、幼稚園管理費17,672千円。こちらは、27,419千円減になっておりますが、幼稚園の正職員の増と会計年度任用職員制度の導入による、臨時教諭の賃金の予算計上方法が変更されたことによる減額が主な理由です。

2目、教育振興費5,315千円。

続いて4ページ、5項、社会教育費、1目、社会教育総務費10,882千円。こちらは、3,083千円の減となっておりますが、ヤチカンバ群落地保護事業、奥行地区文化財保存整備事業の減が主な理由となっています。

2目、生涯教育推進費818千円。

3目、生涯教育学習費1,232千円。

4目、青少年教育費5,684千円。こちらは、796千円の減で予算に大きな動きはありませんが、次年度は枚方市の受け入れになります友好都市小年少女ふれあいの翼交流事業の減と、隔年実施で次年度行うこととなります青少年芸術劇場開催事業の増によるものです。

5目、中央公民館費21,274千円。こちらは、4,271千円減となっておりますが、会計年度任用職員制度の導入による嘱託職員の賃金の予算計上方法が変更されたことによる減額と清掃等業務委託料の単価増によるのが主な理由です。

6目、東公民館費12,040千円。こちらは、861千円増で、予算に大きな動きはありませんが、清掃等業務委託料の単価増によるものが主な理由です。

7目、西公民館費13,462千円。こちらは、334千円増ですが、予算に大きな動きはありませんが、清掃等業務委託料の単価増によるものが主な理由です。

8目、図書館費33,701千円。こちらは、7,123千円減になっておりますが、会計年度任用職員制度の導入による嘱託職員の賃金の予算計上方法が変更されたことによる減額と清掃等業務委託料の

単価増によるが主な理由です。

9目、郷土資料館費5,242千円。こちらは、3,071千円減になっておりますが、会計年度任用職員制度の導入による臨時職員の賃金の予算計上方法が変更されたことによる減額が主な理由です。

10目、生涯学習センター費1,286,017千円。こちらは、1,066,884千円増になっておりますが、今年度から3年間で本格的に建設工事が始まっております。その工事費等の増によるものが主な理由です。

続いて、6項、保健体育費、1目、保健体育総務費88,356千円。こちらは、4,210千円の増になっておりますが、委託費の単価増で2,357千円、各団体からの要請に伴うもので1,745千円の増、設備故障による修繕工事で801千円の増額などが主な理由です。

2目、学校給食費220,714千円。こちらは、848,201千円の大幅な減額となっておりますが、施設本体及び外構工事の完了と、試運転等に係る経費の減、会計年度任用職員制度の導入による嘱託、臨時調理員の賃金の予算計上方法が変更されたことによる減額が主な理由です。

3目、へき地学校保健管理費12,606千円。

4目、総合スポーツセンター費124,863千円。こちらは、17,296千円増になっておりますが、トレーニング機器のリース料円、テニスコート照明交換工事、指定管理委託費の増が主な理由です。

5目、パイロットマラソン大会費5,500千円。こちらは、1,000千円減になっておりますが、参加費の値上げにより補助金が減額となったことによる減額です。

6目、学校解放事業費100千円。

以上、総務費、民生費及び教育費を合わせまして、2,352,918千円の予算となっております。前年度と比較では、10,326千円の増額となっています。

続きまして、5ページをお開きください。

令和2年度、教育委員会が実施します事業について、主なものをご説明申し上げます。

まず1段目です。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で、上西春別中学校整備事業20,572千円です。こちらにつきましては、バックネット、フェンスの改修などを行うもので、これで上西春別中の一連の整備事業が完了いたします。

次に３段目です。別海高等学校教育支援事業４１，０２６千円ですが、こちらにつきましては、７つの事業で、昨年度と大きく内容が変わるものではありません。

続きまして、６ページの１段目をご覧ください。

外国青年招致事業１８，６４５千円です。こちらにつきましては、ALTの招致事業で、昨年度の途中から現在の４名体制となっています。

６ページの３段目、生きる力アッププロジェクト事業２，０１２千円。こちらにつきましては、平成２９年度から２期目がスタートし、今年度で終了しました。１期、２期の取り組みで、子どもの学力向上と、先生の指導力アップに着実に成果を上げていることが検証されており、特にNIEについては、学力向上の効果が上がっているとの先般の道新の記事なんかにも掲載がありましたが、次年度から３期目の取り組みをスタートさせるものです。

次の行です。コミュニティスクール推進事業７１９千円。こちらにつきましては、少額の予算ではありますが令和２年度から、８学区全てで本格実施となり、引き続き、全学区で、地域でめざす子ども像を土台として、地域の特性を生かしながら連携を深め推進してまいります。

続いて６段目、小学校教師用指導書等購入事業１，４８３千円。こちらにつきましては、学習指導要領の改訂に伴い全教科の教科書及び教師用指導書を購入するものです。

続いて７段目、スクールバス購入事業２１，７４８千円。こちらにつきましては、老朽化したひとみ１３号を更新するものです。

続いて９段目、中学校教師用指導書等購入事業８，６９８千円。こちらにつきましては、令和３年度、学習指導要領の改訂に伴い全教科の教科書が改訂となることから、２年度中に教師用指導書及び教科書を購入するものです。

続いて７ページ１段目、青少年芸術劇場開催事業１，０５９千円。こちらにつきましては、先ほどの予算でも説明したとおり、隔年開催の事業で、令和２年度は、町内８小学校で公演を行うものです。

続いて５段目、生涯学習センター整備事業１，２８６，０１７千円。こちらは、建物本体の工事で、昨年から引き続き１期工事と２期工事を実施するものです。

以上、抜粋して説明をさせていただきましたが、全３０事業で、事業費合計額につきましては、１，４８４，６２７千円となっております。

令和２年度、教育予算と事業の概要については以上ですが、この後

教育長
(登藤和哉君)
教育委員
(大塚保男君)
学務課長
(入倉伸顕君)

の質問の回答は、各所管から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

只今、議案第9号の内容説明が終わりましたので、御意見あるいは御質問等がありましたらお受けしたいと思います。ありませんか。

会計年度任用職員制度について詳しく教えてください。

これにつきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴いまして、これまで本町におきまして一般職、臨時、それとパート、そして嘱託という職が存在するわけなんです。が、会計年度任用職員制度に、令和2年4月1日からの移行に伴い、特別職、一般職、会計年度任用職員、臨時的任用職員に分かれることになりました。

これまで臨時となっていた部分につきましては、会計年度のフルタイム、会計年度のパートタイムという2つに分かれております。具体的に言いますと、学校の公務補さん、嘱託の方は会計年度任用職員のフルタイムに位置づけられます。就業時間が1分でも短ければ会計年度任用職員のパートタイムという位置づけになっています。概要としては以上となります。

教育委員
(大塚保男君)
学務課主査
(佐藤 亮君)
教育長
(登藤和哉君)
教育長
(登藤和哉君)

今までは教育委員会の予算で対応していたものが別扱いになるということですね。

会計年度任用職員制度に移行することにより、予算につきましては総務課で対応することとなっています。

そのほかございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

なければ採決をさせていただきます。

議案第9号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

異議がないようですので、議案第9号について原案のとおり決定することといたします。

－【その他】－

教育長
(登藤和哉君)
学務課主幹
(池田卓也君)

それでは次に、日程第5その他に入ります。

事務局から何かございませんか。

教育長の挨拶の中でもお話しがありましたが、新型コロナウイルス感染症における学校の臨時休校等について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症は、1月に中華人民共和国湖北省武漢市において蔓延し、日本においては蔓延防止のため、各学校等が臨時休

教育長
(登藤和哉君)
教育委員
(大塚保男君)

教育部長

校になるなど、あらゆる分野で蔓延防止対策がなされているところです。

蔓延防止のため、2月24日には北海道知事と北海道教育長から、保護者宛にメッセージが配布され、2月26日には北海道教育長から2月27日から3月4日までの1週間、北海道の小中学校等を臨時休校にする旨の要請があり、町内の幼小中学校の臨時休校を決定しました。

更には、2月27日の夜に安倍総理大臣が、全国の小中学校等において、春休みまで臨時休校とする旨の要請を実施すると表明し、それを受けて北海道教育委員会から要請があり、町教育委員会では、その要請を受け、2月28日に学年末の休業日前日の3月24日まで、町内幼小中学校の臨時休校、休園とする旨を決定しました。

中学3年生における高校入試につきましては、補習のための学校登校日や入試高校の下見、面接は中止になりましたが、入試は予定どおり開催されます。

なお、幼小中学校の卒園式、卒業式については、特別な行事であることから、内容を精査し、時間を短縮するなどして実施する予定であります。

その他、教育委員会では、学校内を消毒するために、何とか消毒薬等を手に入れ、各学校等に配布し、3月4日までに消毒作業を行うよう指示をしています。

スクールバスについても、運転手のマスク着用、検温の実施、バス内の消毒を委託している3事業所に依頼しているところです。

現在、休校休園に伴うその他の学校行事等の実施については、北海道教育委員会から示されていませんが、今後、児童生徒、学校、保護者等に混乱が生じないように北海道教育局や各学校等と連携を密にして対応していく考えてございます。

以上です。

委員の皆様、せっかくの機会ですので、何か聞いておきたいことなどありますでしょうか。

今後の見通しについてですが、道教委と連携しながら対応していくという話でしたけれども、町内では3月24日まで臨時休校になるということですね。

その中で、子供達の外出や学年毎に分けての登校など、今後の対応に関する様々な情報が飛び交っていますが、そのような対応については、今後、取組んでいくことが考えられるのでしょうか？

今の町教委のご質問だったんですけども、報道等で皆さんもそ

(山田一志君)

ういった動きなんかも随時確認されているかと思うんですが、おそらくどういった推移の、感染が拡大方向に進むのか、少し落ち着くのか、今後の推移にもよると思うのですけれども、やはり小さな子供たちが今のところでは外出するなという指示で、自宅で教育委員会から送られたテキスト等を自学、自習をしているという状況ですので、いろいろと運動不足であったり、そういったことも確かに考えられますので、道教委の考え方と合わせる形にはなると思うのですが、分散登校なんかについても具体的な指示があるのではないかと考えております。

そういった動向を見ながら進めていきたいと考えております。

以上です。

教育委員
(大塚保男君)

今回の件に関して、地域の保護者の方々は思いがたくさんあり、教育委員である我々も地域の方々から質問されることがあります。

連日、職員の皆さんは大変な思いをして業務を進めていると思いますけれども、対応等が決まった段階で、我々にも内容を伝えていただきたいと思います。

大変な中だとは思いますが、よろしくお願いします。

教育部長
(山田一志君)
教育委員
(木村江里君)

教育委員会全体で教育委員の皆様にもそういった情報を速やかに伝えられるように考えております。

コロナウイルスの件ですが、子供たちが、特に小さい子供たちが1週間以上も家庭の中だけで自学するとか、外出できず体を使うことができないが続いているという、これはかなり体にも、そして心にも不満というか、いろんなことが起こってくると思います。

それを何か解消する方法を考えていかなければいけないのではないかとと思うのですが。

また、自分達の歯科医療現場もそうですが、医科、医療関係に従事される現場では女性が多く、また、介護の現場でも女性が現場を支えている割合が高いと思います。

その中で、お子さんがいらっしゃる割合が、確か20から30パーセントだったと思いました。

以前から道内のやはり地方に行くほどドクター不足、看護、介護者不足と言われる現状に、このコロナウイルスによる学校休校による、お子さんを家庭でみるためには、母親が現場を離れざるを得ない状態となっています。

実際には予想を超え、30名以上の離脱状態とのこと。

すでに道東で、コロナウイルスの拠点病院になる病院では、お子さんを家庭でみるために、医療従事者の現場を離れる人数があまりにも多くなり、外来を止めるしかなくなったとの事で、これが医療崩壊を

教育長
(登藤和哉君)

教育長
(登藤和哉君)

広めていってしまう可能性が出てきています。

そういった職種の方達のお子さん方をみていただく場、もしくは何か親が現場に戻れる手立てを考えていただかないと、医療さらには、このコロナウイルスの救急現場を止めることのないような手立てをぜひ考えていただきたいと思います。

多分聞き取りが上からくと思うので、その時に大都市のみでなく地域に行けばいくほどそういう情報が出てきているので考慮していただきたいなと思いますので、道のみでなく、道東としての取組の要望を出していただきたく思います。

ご意見としてお伺いさせていただきました。

そのほかなにかございますでしょうか。

(その他なし)

以上もちまして、本日上程された議案は全て終了いたしました。

これをもちまして、第2回教育委員会議を閉会いたします。

皆様大変お疲れ様でございました。

－【閉 会】－